

「とよなか子育て応援団」規約

(趣旨)

第1条 豊中市は、子育て中の保護者等が子どもと一緒に外出しやすい地域づくりを目的として、「とよなか子育て応援団」（以下「応援団」という。）制度を発足し、地域で子育て家庭を支え、子どもたちが元気に安心して暮らせる環境づくりを推進します。

(構成)

第2条 応援団は、子育て支援を実施する市内の店舗・事業所・団体等（以下、「応援団登録者」という。）で構成します。

(役割)

第3条 豊中市は、応援団登録者を募集し、登録します。また、応援団登録者が行う次項に規定する事業の情報提供を行います。

- 2 応援団登録者は、子どもを連れて外出する子育て家庭に対する配慮やサービスの提供を実施します。
- 3 応援団登録者は、前項のサービスの実施に向けて、必要に応じて情報発信を行います。
- 4 応援団登録者の登録等、応援団に関して必要なことは、この規約に定めます。

(登録要件)

第4条 応援団登録者の登録要件は、「とよなか子育て応援団登録申込書」（第1号様式）に記載した条件に該当し、かつ、次に挙げる全てに該当することとします。

- (1) 豊中市内に店舗等があること。
 - (2) 宗教活動及び特定の政治活動を目的とした団体等でないこと。
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業に該当する業種でないこと。
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定するものをいう。）等または構成員に暴力団員（同法同条第6号に規定するものをいう。）を含む団体等またはそれらと密接な関係を有する団体等でないこと。
- 2 その他、豊中市が本事業の趣旨にそぐわないと認めた店舗・事業所・団体等については、登録を行わないものとします。

(登録の申込)

第5条 応援団登録を希望する場合は、「とよなか子育て応援団登録申込書」（第1号様式）を豊中市に提出します。

(登録の実施)

第6条 豊中市は前条の規定による提出があった場合、第4条の登録要件に該当するとき、その登録を行います。

- 2 豊中市は、豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、「『とよなか子育て応援団』登録事業者の代表者に関する情報」に記載されている情報を豊中警察署長または豊中南警察署長に提供することができます。また、その他確認に必要な限度において関係機関等に照会することができます。
- 3 豊中市は、第 1 項の登録を行った場合は、その旨を応援団登録者に通知します。
- 4 豊中市は、登録情報で取得した個人情報豊中市が別途定める「豊中市個人情報保護条例（平成 17 年豊中市条例第 19 号）」に従って取り扱うものとします。
- 5 豊中市は、登録完了後、応援団登録者に対して、シンボルマークのついた認定ステッカーを交付し、以下各号の措置をとることを認めるものとします。
 - (1) シンボルマークのついた認定ステッカーの店頭掲示。
 - (2) 応援団登録者のホームページにおけるシンボルマークの使用。
 - (3) 応援団登録者の広告物等におけるシンボルマークの使用。
- 6 前項（2）及び（3）に定める事項を行う場合は、発行物等の案を市に提出し、承認を得るものとします。
- 7 豊中市が登録することが適当でないと認めた時は、登録を行わないことができます。

（登録期間）

第 7 条 応援団登録者の登録期間は、登録日から市が年一度、応援団登録者の登録情報の更新を行う日までとします。

（登録内容変更の届出）

第 8 条 応援団登録者は、「とよなか子育て応援団登録申込書」に記載した事項に変更があったときは、「とよなか子育て応援団登録内容変更届」（第 2 号様式）を豊中市に提出するものとします。

- 2 豊中市は、前項の規定による提出があった場合は、必要に応じて、ホームページ等の情報を変更するとともに、登録内容を変更した旨を通知します。

（登録の抹消）

第 9 条 応援団登録者は、応援団登録を抹消しようとする時は、「とよなか子育て応援団登録辞退届」（第 3 号様式）を豊中市に提出するものとします。

- 2 豊中市は、前項の規定による提出があった場合は、登録を抹消するものとします。

（登録の取消し）

第 10 条 豊中市は、応援団登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができます。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 市による年一度の登録情報の更新照会時に回答がないとき。
- (3) 第 4 条に定める登録要件に該当しないことが判明したとき。

(4) その他、応援団登録者の事業活動の実施状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められるとき。

(権利帰属)

第11条 本事業に関する所有権及び知的財産権は、豊中市に帰属するものとします。

(保証の否認及び免責)

第12条 本事業は、応援団登録者で行う子育て家庭向けのサービス等に関する情報等を市民に対して紹介するためのものであって、店舗取扱商品等の販促、顧客あっせん、集客効果等を保証するものではありません。

2 豊中市は、応援団登録者と子育て家庭等との間の実際の取引等には一切関与しないものとします。

(紛争処理)

第13条 応援団登録者が、本事業に関連して子育て家庭等その他第三者からクレームを受け、またはそれらの者との間で紛争が生じた場合には、応援団登録者の責任において当該クレームまたは紛争を処理するものとします。ただし、豊中市の故意または過失が明らかである場合は、豊中市の責任において処理します。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 応援団登録者は、本規約に基づく自己の権利・義務の全部または一部を、第三者に譲渡もしくは転貸、売買、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

(協議解決)

第15条 本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合には、応援団登録者及び豊中市が互いに信義誠実の原則に従って別途協議のうえ、速やかにこれを解決するものとします。

附 則

この規約は、平成27年11月18日から施行する。